

2/21 畠裕

福井市国保税3.6%減へ

条例改正案 議会に提出

国民健康保険（国保）の運営主体が一〇一八年度に県に代わるのに向けて、福井市は国保税率を改定するための条例改正案を十九日開会した市議会三月定例会に提出した。市の改定案に

基づいて一八年度の一人当たりの国保税の平均は十一万八千六百四十一円で、一七年度よりも約3・6%（四千三百八十四円）の減額となる。

改定案では、土地や建物

などに基づいて課される資産割の廃止を目指す県の方針に沿って、一〇年度までに年々段階的に資産の三年間で段階的に資産割を廃止。一八年度は所得割を13・24%、資産割を2・9%と現行より減らす予定。

（片岡典子）

改定案は、加入者の代表や医師らでつくる市国保運営協議会の答申を基に作成。協議会は一七年度末時点で八億四千三百万円と見込まれる累積赤字について、二二年度まで毎年、一般会計から一億五千万円を繰り入れて二二年度までに解消するよう求めている。